

## 論 説

# 流動的な集団代表の実現に向けて (1) ——アイリス・M・ヤングの批判的再検討——

大 場 優 志

### 目次

#### 序論

第1節 本稿の問題意識

第2節 先行研究整理

第3節 本稿の構成

#### 第1章 ヤングの議論とその再検討

第1節 ヤングの集団代表論

第2節 ヤングに対する批判

第3節 ヤングによる「応答」 (以上、本号)

第4節 ヤングの課題と本稿の立場

#### 第2章 抑圧の基準の再検討

第1節 抑圧概念の発展

第2節 ヤングの基準とその課題

第3節 抑圧の単一理論的アプローチ

第4節 「トランスジェンダー」への適用

第5節 基準の限界——政治的論争の必然性

#### 第3章 集団代表を流動化する

第1節 「差延」としての代表と「主張」としての代表

第2節 活動家と集団代表制

第3節 「流動的な集団代表」の構想

#### 結論

第1節 本稿の結論

第2節 本稿の含意

第3節 今後の研究課題

## 序論

本章は、本稿の導入部分であり、問題意識の提示、先行研究整理、本稿の構成の提示を行う。第1節では、本稿の問題意識を指摘する。まず、研究の背景として、抑圧 (oppression) に取り組むための代表制度の必要性が指摘されていること、また、社会政治状況の変化や学問の潮流のなかで代表制度の再検討が求められていることを確認する。次に、それらの背景を踏まえて、「集団代表」(group representation) を再検討する必要があること、特にその対象となる抑圧された集団 (oppressed group) (以降、「被抑圧的集団」と呼称する) の基準をより明確にする必要があることを指摘する。また、本稿の議論のなかでは、性的少数者<sup>1)</sup>、そのなかでも特にトランスジェンダー・トランスセクシュアル (以降、「トランスジェンダー」と記述する)<sup>2)</sup> の事例に言及する。そのため、本章では、「トランスジェンダー」の事例に触れる根拠も示す。第二に、先行研究整理を行う。まず、本稿の問題関心に照らして、先行研究を整理しながら、依然として取り組

---

1) 本稿では、性的指向 (sexual orientation) と性同一性 (gender identity) やその他の在り方における少数者を指す用語として「性的少数者」を用いる。これらの人びとの呼称として、LGBTという呼称が広く用いられている。しかし、パンセクシュアル (pansexual) やアセクシュアル (asexual) などのより広い範囲を考慮すると、レズビアンとゲイとバイセクシュアルとトランスジェンダーの頭文字からなるこの呼称では不十分と思われる。LGBTs や LGBTQ と呼ばれることもあるが、前者ではあくまでも先の四つのあり方が中心的印象が拭いきれず、後者では四つのあり方以外を Q (Queer) にまとめることが適切とは言いがたい。加えて、性的指向におけるマイノリティ (sexual minority) と性同一性におけるマイノリティ (gender minority) とを区別する必要性も指摘されている (e.g. 釜野 2020)。また、近年では、性的指向と性同一性の頭文字を用いた SOGI という呼称が用いられることも多いが、これは異性愛者とシスジェンダーという多数者も含む概念である。また、性表現や恋愛の指向といった他の概念もある。このように、どの呼称を用いるべきかという問題がある。本稿では、当事者自身が望む呼称や自認とは別の研究上の分析概念として、また、「あたり前」の存在と見なされている「性的多数者」からこぼれ落ちた残余カテゴリー (堀江 2015:50) として、「性的少数者」と表記する。

2) トランスジェンダー (transgender) は、出生時に割り当てられた性別と性同一性 (gender identity、性自認とも訳される) や性表現 (gender expression) が一致しない人びとを指す。あるいは、社会的・文化的に期待されるジェンダーとは異なるあり方を示す人びとを指す。他方で、トランスセクシュアル (transsexual) は、解剖学的な性と心理学的な性が一致しない人びとを指す (cf. イーディー 2006)。トランスジェンダーが社会的性別としてのジェンダーに関わるのに対し、トランスセクシュアルはより身体的・医学的な側面に重点がある。本稿では、鍵括弧つきで「トランスジェンダー」と表記するものの、トランスセクシュアルも議論の対象に含まれると想定している。

むべき問題の所在を明らかにする。また、特に注目すべき先行研究としてアイリス・M・ヤング (Iris Marion Young) の議論を取り上げ、本稿がなぜ彼女の議論に依拠するのかを論じる。最後に、本稿の各章の構成を示す。

## 第1節 本稿の問題意識

本稿は、アイリス・M・ヤングが提唱した「集団代表制」を再検討し、その対象となる「被抑圧的集団」の基準を洗練し、新たな制度構想を提示することを目的とするが、それは次のような問題意識に基づいている。人種の少数者、民族的少数者、女性、性的少数者、障害者<sup>3)</sup>、労働者階級など、さまざまな集団が「抑圧されている」と訴え、その是正を求めて声を挙げている。このような抑圧されてきた集団の訴えは、特に1960年代から1970年代にかけて強まり、現在もこの状況は続いている。このような状況は、「アイデンティティの政治」とも呼ばれ、否定的に捉えられることもある。他方で、このような集団の訴えを、既存の政治の在り方、特に代表制度の在り方に疑問を投げかけるものとして捉えることもできるだろう。欧米を中心とした多くの国々で民主化が進展し、それらの国々ではほとんどすべての人びとがフォーマルには平等な権利を獲得してきた。しかし、人びとの間には不平等や不正義が存在しており、抑圧の訴えが行われ続けている。既存の代表制度では、このような抑圧の問題に取り組むことができないのではないかと<sup>4)</sup>。そうだとすれば、私たちはどのような代表制度を導入すべきなのだろうか。このような社会的・政治的状况を受けて、政治学においては、特定の人びとの議会内での存在を重視する議論や (e.g.

---

3) 障害学では、「障害」(disability)は個人的因子と社会的因子との特定の関連の仕方により生じるものと把握され、社会的因子への着目の重要性を指摘する「障害の社会モデル」が提起されている(星加2003)。このモデルに基づけば、「障害」は社会の側にあるものとして認識される。また、個人的因子と環境的因子の相互作用を重視する「医学・社会統合モデル」も論じられている(佐藤・小澤2016:14-17)。「障害者」の表記については論争があるが、本稿はこの認識に基づき「障害者」との表記を用いる。

4) この点は、多くの論者、特にフェミニスト政治学者から指摘されている(e.g. 岡野2012; 衛藤2017)。例えば、キャロル・ペイトマン(Carole Pateman)は、既存のリベラル・デモクラシー体制やその理論が根源的に不平等の問題を抱えていると指摘し、「参加デモクラシー」または「自管理型デモクラシー」への変革を主張している(ペイトマン2014)。

Phillips 1998)、抑圧されてきた集団を特別に集団として代表するという「集団代表」の議論が行われてきた (e.g. Young 1990=2020; Kymlicka 1995; Young 2000)。そして、そのような集団代表<sup>5)</sup>を実現するような制度の構想も示されてきた。

それらの論者はそのような制度の必要性や望ましさの根拠を以下のように論じる (衛藤・三浦 2014)。第一に、集団の意見や利益を反映するためである (e.g. Phillips 1998)。例えば、女性と男性は、政策について異なる意見を持ったり、異なる争点に関心を持ったりしている。集団代表や描写的代表によって、そのような意見や利益の反映を促進することができる。第二に、集団代表や描写的代表は、平等の促進という点から擁護される。フェミニズムや多文化主義の議論は、平等の概念を検討し、同じ扱いをすることが必ずしも平等を意味するとは限らないということを論じてきた (e.g. Phillips 1998; 衛藤 2017)。この観点からすれば、真の平等を実現するために、集団ごとに異なる措置を行うことが正当化される。第三に、デモクラシーの深化や、より正しい政治的決定の促進という根拠が挙げられる (e.g. Young 2000)。デモクラシーにおいて、従来は排除されてきたよりさまざまな集団を包摂することによって、政治プロセスに含まれる知識・情報を増加させたり、熟議を促進したりすることが期待できる。

これらの議論を踏まえると、現状の選挙制度で何が代表されがちであったか、反対に何が排除されがちであったかという点は、考慮されるべきである。例えば、既存の選挙制度は「地域的クォータ」であり、地域と結びついていない利益を排除してきたという指摘がある (e.g. グイニア 1997; スティール 2014)。「ジェンダー・クォータ」の導入はしばしば激しい反発に遭うが、このような観点からすれば、現状でも既にある種の「クォータ」が採用されている。代表制度は少なからず、特定の要素を代表しやすく、別の要素に対しては排他的な側面を持っているのである。それゆえに、

---

5) 本稿は「集団代表」を、大まかに以下のように捉える。すなわち、特定の社会集団の構成員や当該集団の属性を共有する者を、その社会集団の代表者とするような代表である。これは代表者と被代表者の類似や、社会の構成と議会の構成との類似を重視する描写的代表 (descriptive representation) というより広い概念に関連する。アン・フィリップスのように、自身の立場を「集団代表」と呼称することを避けながら描写的代表を論じる論者もいるが (Phillips 1998: 21)、本稿では、関連する議論として彼女の議論も参照している。

何が代表されるべきなのかという観点から、代表制度を問いなおす必要がある。

しかし、このような立場に対しては批判もある。一つは、共通の市民的シティズンシップを危うくし、集団間の分裂の激化を招くのではないかと、という共和主義的な立場からの批判である (e.g. 千葉 1996; Beiner 2006)。他方で、適用対象の論争性を指摘する議論もある。近年では、ジェンダー、人種、民族性だけではなく、セクシュアリティ、障害の有無、年齢など、さまざまな争点が浮上してきた。加えて、白人や男性といった、これまで支配的な集団とみなされてきた集団までもが「抑圧されている」と主張するようになった<sup>6)</sup>。このような状況下では、どの集団が集団代表制の対象となるべきかを区別できないのではないかと、あるいは、その対象となる集団が多すぎるのではないかと、といった批判がある (e.g. Macedo 1995: 469; ケニー 2005: 222-233)。さらに、既成の集団を固定的なものとして捉えており「本質主義」(essentialism)<sup>7)</sup>の問題を抱えている、との批判もある (e.g. Mouffe 1993=1998)。

集団代表をめぐる以上の研究動向を踏まえたうえで、現在、さらに集団代表に取り組む理由は、どこにあるのだろうか。本稿は、その理由として、次の二点を挙げる。第一に、「代表制の危機」と呼ばれる状況に取り組むべきだと考えるからである。近年、投票率の低下や院外活動の活発化といった現象が広く見られている。この状況において、既存の代表制デモクラシー制度が人びとを十分に代表できていない、という「代表制の危機」が指摘されている (e.g. 山崎・山本編 2015)。これらの議論では、通例的な意味での選挙的代表制の是非が問われている。それらを踏まえるならば、既存の代表制とは異なる代表制のアイデアの一つとして、集団代表制を再び検討することには意義がある。本稿は、集団代表制は、抑圧に取り組む構想であると同時に、「代表制の危機」にも対処しようと考えている。第二に、本稿は、これまでの集団代表をめぐる議論では、まだ理論的に十分に解明されていない問題が残されていると考えるからである。まず、集団代表制

6) 例えば、「差別されているのは女性ではなく男性だ」と考えるような「男性の権利派」が台頭している (多賀 2019: 25)。

7) 「本質主義」とは何かという点については、第1章第2節第3項で特に論じるが、ここでは暫定的に、ある集団のすべての構成員が、利益や意見や性質など、特定の固定的な「本質」(essence)を共有していると想定すること、としておく。

の対象となる集団はどの集団なのか、という問題である。近年の政治的代表の議論のなかには、「抑圧原則」(the oppression principle)によって代表機関における集団の包摂・排除を評価する議論がある(Dovi 2009)。もし「抑圧原則」によって政治的代表的を評価するとすれば、抑圧とは何かという点がさらに検討される必要がある。それゆえ、本稿は、特にアイリス・M・ヤングの議論を取り上げて、集団代表制の対象を判断するための抑圧の基準を再検討し、これをより明確化することを試みる。次に、集団代表制は集団を固定的なものとして本質主義的に扱い、むしろ抑圧を持続させてしまうのではないかという議論がある。このような本質主義の問題に取り組むため、本稿は、「流動的な集団代表」という構想を提起する。これは、集団代表の対象となる被抑圧の集団を暫定的に定め、その視座を表出させつつ、常にその構成を問いなおすような構想である。

本稿は、具体的事例として性的少数者、そのなかでも特に「トランスジェンダー」に言及する。それらの人びとを議論の対象とする理由は、その特有の社会的位置にある。集団代表や描写的代表に関する先行研究では、主に女性や民族的少数者に焦点が当てられてきた。しかし、それぞれの集団は、それぞれ異なる状況にある。性的少数者の場合には、社会における人口の少なさ、地域によらず存在すること、その範囲の特定の困難さといった事柄を指摘できる。これらの状況ゆえに、同じ制度であっても女性や民族的マイノリティが直面していない問題を被ったり、代表において特有の立ち位置にあたりする。それゆえに、性的少数者に焦点を当てて代表制度を検討することには意義がある。それにもかかわらず、政治的代表的に関する先行研究では、性的少数者が十分に検討されてきたとは言い難い。抑圧に関する議論に対しても、同様の指摘を行うことができよう。被抑圧的集団の事例として「トランスジェンダー」が検討されることは、これまでの研究ではほとんどなかった。本稿が基礎とするヤングが提起した集団代表制の対象の候補リストのなかにも、「トランスジェンダー」は含まれていない。また、他の論者によって、「トランスジェンダー」も被抑圧的集団のリストに含まれるとの指摘は行われているものの(Chen 2017: 438)、その検討は依然として不十分である。なぜなら、実際に「トランスジェンダー」の事例を検討したうえで該当するか否かの判断が行われている、というわけではないからである。それゆえに、本稿は、従来は十分に検討さ

れてこなかった性的少数者、特に「トランスジェンダー」の事例を検討することによって、代表制度や抑圧に関する新たな知見の提示を試みる。ただし、本稿の焦点はヤングの集団代表論の批判的再検討にあるため、本稿での性的少数者に関する議論は依然として不十分である。この論点のさらなる検討は、今後の研究課題としたい。

## 第2節 先行研究整理

ここで、上述の問題意識から、先行研究とその問題点を整理したい。まず、描写的代表や集団代表の主要な論者としては、ウィル・キムリッカ (Will Kymlicka)、アン・フィリップス (Anne Phillips)、アイリス・M・ヤングが挙げられる。ヤングについては後述するため、はじめにキムリッカとフィリップスの議論を確認する。この二人の論者の議論では、代表を保障されるべき人びとや集団の基準が不明確であるという課題が依然として残されている。

第一に、ウィル・キムリッカの議論を検討しよう (Kymlicka 1995)。彼は、多文化主義を論じ、抑圧されてきた集団に特別な権利を付与すること、特別に代表する制度を導入することを論じている。しかし、彼の議論の重点は、ナショナル・マイノリティとエスニック・グループにある。彼は、集団代表のような特別な措置を適用する基準として、以下の二点を挙げている。一つは、自治を要求していることであり、もう一つは、体系的差別 (systemic discrimination) を被っていることである (Kymlicka 1995: 141)。前者は、主にナショナル・マイノリティとエスニック・グループに適用される基準であり、比較的明確なものとされる。他方で、その他の集団に適用される後者の基準は、前者と比べて不明確であると指摘されるところが、この基準をさらに厳格にする作業は十分には行われていない。

第二に、アン・フィリップスの議論である (Phillips 1998)。彼女は、「存在の政治」(politics of presence) を提起し、特定の集団の利益や意見を反映させるうえで、議会内にその属性を共有する代表者が存在することが重要であると指摘する。しかし、緊急性の高い政治的排除に対処すべきとしながらも (Phillips 1998: 46-47)、対象となる集団の基準は依然として不明確である。また、クオータ制を適用すべき集団として、民族的少数者より

も女性を想定しており、その点でキムリッカの議論とは重点が異なる。彼女はまた、本質主義の何が問題なのかという点についても議論している(Phillips 2010)。この議論は、本稿の重要な基礎の一つとなっており、第1章第2節第3項でさらに検討を行う。

以上で取り上げたそれぞれの論者は、一方はナショナル・マイノリティとエスニック・グループ、他方は女性という特定の人びとの事例を主に念頭に置いている。そのような議論は、別の人びとや集団の観点からすれば適切ではないと言える。描写的代表や集団代表を評価する他の論者にも、同様の問題点を指摘することができる。

例えば、ジェーン・マンズブリッジ (Jane Mansbridge) の議論を参照しよう (Mansbridge 1999)。彼女によれば、特にコミュニケーション的な不信が存在する場合や、その集団の利益が明確になっていない場合には、描写的代表によって視座を代表することが必要である (Mansbridge 1999: 635-636)。しかし、彼女の議論では、描写的代表として、比例代表制など、代表機関での比率が社会全体での人口比と一致するような代表制度が想定されている。このような議論は、例えば性的少数者など、社会における少数者に対しても適当なのか、さらなる検討を要する。ただし、本質主義を問題視する彼女の立場、特に集団内部の異なる意見に留意すべきと指摘している点は、フィリップスの議論と同様に、本稿にとって重要である。それゆえ、彼女の議論についても後述することになる。

このような観点にとって示唆的なものとして、三浦まりと衛藤幹子による指摘がある (三浦・衛藤 2014)。彼女たちは、クオータ制の女性への適用を理論的・実証的に論じている。そのなかで、性的少数者など他の集団へのクオータ制の適用についても示唆されている。しかし、性的少数者への集団代表の適用について、さらなる議論は行われていない。

以上のように、先行研究の課題として、集団代表の対象を特定する基準が不明確であることと、検討が不十分である集団が存在することを指摘できる。これらの課題に取り組むため、本稿は以下の諸点に取り組む。まず、抑圧の基準を再検討することである。次に、集団代表の対象となる被抑圧的集団を流動化するプロセスを提示することである。そして、その議論のなかで、性的少数者、特に「トランスジェンダー」の事例を想定することである。



本稿は、アイリス・M・ヤングの集団代表制の議論を特に検討する。なぜヤングの議論を検討するのかという点について、先行研究の課題と関連させつつ、以下の根拠を示すことができる。第一に、集団代表の議論において、彼女が先駆的かつ重要な存在であることが挙げられる。彼女は、1980年代から集団代表を論じており、この分野の中心的な議論を提示している。第二に、集団代表制の対象となる集団の基準として彼女が挙げている抑圧という枠組みが、幅広い集団に適用できることである。彼女の議論は、女性や民族的少数者のような特定の集団のみを想定するのではなく、より幅広い集団を対象としている。それゆえ、性的少数者も含むより幅広い集団を十分に考慮していないという他の先行研究の課題に対応している。加えて、ヤングの議論は、抑圧の基準を論じているため、より明確に被抑圧的集団を特定するための基礎として参照することができる。とはいえ、彼女の議論は、第1章第2節で詳細に述べるような批判を受けている。本稿は、ヤングの議論を補完・発展させた「流動的な集団代表」という構想を示すことで、そのような批判に応答することを目指している。

ヤングの議論を検討している先行研究は、数多く挙げられる。本稿の問題関心と近い議論として、デモクラシー論の立場からヤングの議論を検討している研究がある。ここでは山田竜作と田村哲樹の議論を取り上げたい<sup>8)</sup>。どちらの議論においても、ヤングは従来の熟議的デモクラシーを批判しつつも発展させた論者として位置づけられている。そして、闘技的デモクラシーあるいはラディカル・デモクラシーの論者であるシャンタル・ムフ (Chantal Mouffe) と対比されている。第1章第2節で詳述するが、ムフは、ヤングの議論を本質主義的であるとして批判していた。しかし、山田によれば、両者の立場はそれほど離れていない。なぜなら、両者ともに、異質な「他者」の存在の必要性や、「われわれ」の可変性を認識していたからである (山田 2007: 154-155)。むしろ、ヤングが議論を発展させるなかで、ムフの議論を組み込んでいったと見なすことができる (山田

8) これらの研究の他に、山岸大樹による研究も挙げられる (山岸 2021)。山岸は、ヤングの議論の背景にはフェミニズムにおける対話実践があると指摘する。そして、彼女の「コミュニケーション的民主主義」は、公私の領域の境界上で人びとを包摂しエンパワメントする、と論じる。ただし、本稿は、より狭義の意味合いで政治的決定に関わる制度構想や、そこでの人びとの変容に焦点を当てており、問題関心が異なる。

2015：738)。田村も、同様の議論を行っている。ヤングにとって、集団やその「視座」(perspective)は固定的なものではない。集団あるいは「視座」の境界線が変化し、新たな集団や「視座」が形成されることもありうる(田村 2009：144)。そのため、ヤングは集団代表制に対する批判を乗り越えている。本稿も、これらの研究と同様に、ヤングの議論には本質主義批判を乗り越える可能性があると考えている。

しかしながら、以上の議論では、依然として検討し尽くされていない点がある。それは、ヤングの前期の議論の重要な側面が、後期<sup>9)</sup>の議論では失われているのではないか、という点である。というのも、第1章第3節第3項で指摘するように、後期の著作では、集団代表制はほとんど論じられなくなっているからである。また、彼女の議論のなかには、集団代表制を論じている側面と集団の流動性を論じている側面があるが、その両者が整合しているのかという問題も指摘できる。たしかに、ヤングの議論は、本質主義批判を乗り越える側面も持つ。だが、そのような議論が集団代表制の構想や抑圧の基準と両立するかどうかについて、さらに検討する必要がある。特に、流動的な集団が代表制度によってどのように代表されるのかという点は、課題のまま残っている。

衛藤幹子の議論は、この点を指摘している(衛藤 2017：133-136)。彼女は、積極的平等政策に対する本質主義批判への応答として、「集団」と「連なり」(seriality)とを区別するヤングの議論を検討している。そして、現実においては両者の使い分けが困難であると指摘する。本稿は、代表論的転回、特に構築主義的転回を経た代表論も踏まえながら、「流動的な集団代表」という構想を提示し、この課題にさらに取り組むことを目指す。

ヤングの議論を批判的に発展させている先行研究としては、他に、アン・E・カッド(Anne E. Cudd)の議論とアラシア・ヌティ(Alasia Nuti)の議論がある。カッドは、ヤングの議論を踏まえつつさらに抑圧を理論化しているが(Cudd 2006)、本稿の第2章第3節第4項で詳述するように、彼女が提示する抑圧の条件にも問題がある。次に、ヌティは、歴史的かつ構造

9) 本稿が後期の議論として特に念頭に置くのは、2011年の『正義への責任』である(Young 2011=2014)。第1章第3節第3項で指摘するように、ヤングの議論には、著作の年代によって論調の変化が見られる。厳密にその変化の年代を指摘することはできないが、本稿では大まかに2000年以前を「前期」、それ以降を「後期」と見なしている。

的に再生産されるものとして、「歴史的-構造的集団」という枠組みを提示している (Nuti 2019)。ところが、歴史的にフォーマルな制度による不正義がなかったとしても、対処されるべき不正義がある。特に、国家などのフォーマルな制度以外にも維持されるものとして抑圧が概念化されてきたことを考慮するならば、より広く捉えられた不正義に取り組むことが望ましい。彼女の議論についても、第1章第4節第3項で詳述する。

### 第3節 本稿の構成

本稿は、アイリス・M・ヤングの集団代表制の議論を批判的に再検討し、「流動的な集団代表」という構想を示すことを目的としている。

第1章では、ヤングの議論を確認し、その課題と本稿の立場を示す。第1節では、ヤングが論じた集団代表制を確認する。第2節では、集団代表制への批判として、固定的な集団観であり本質主義の問題を抱えているという指摘と、被抑圧集団に関する論争が存在するという指摘を挙げる。第3節では、ヤングの議論のなかで、集団の流動性や抑圧をめぐる政治的論争を論じる部分を検討する。第4節では、ヤングの議論の意義を認めつつも、非本質主義的に捉えられた集団を代表する制度構想が明らかではないと指摘する。そして、「流動的な集団代表」という制度構想によってこの課題に取り組むという本稿の立場を示す。

第2章では、抑圧という概念を検討し、その基準の洗練を試みる一方で、その理論化の限界も示し、政治的プロセスを論じる必要性を指摘する。第1節では、抑圧概念がいかに論じられてきたのかを確認する。第2節では、ヤングの抑圧の基準を検討し、その特徴と課題を指摘する。第3節では、ヤングとは異なるアプローチとして「単一理論的アプローチ」<sup>10)</sup>があることを指摘し、その論者が示している抑圧の基準を確認する。しかし、本稿は、それらの基準にも問題があるとして、抑圧の基準をさらに洗練することを試みる。第4節ではその基準を「トランスジェンダー」の事例に適用し、

10) ヤングは、抑圧の多様さに留意し、過度な抽象化を避け、その具体的様態を踏まえながら基準を提示していた。他方で、ヤングとは異なり、抑圧を単一の理論で捉え、より抽象的・形式的な基準を提示している論者がいる。本稿は、そのような立場を「単一理論的アプローチ」と呼称する。詳しくは、第2章第3節第1項で論じる。

抑圧に関する主張を「正当化」する手段として基準が機能することを示す。とはいえ、基準には限界があり、政治のプロセスのなかでどのように主張が「正統化」されるのかを論じる必要があることを第5節で指摘する。

第3章では、「流動的な集団代表」の構想を提起する。第1節では、ヤングが提示した「差延」としての代表を近年の構築主義的代表論を踏まえて捉えなおし、代表プロセスを流動的に捉えつつ、規範的な評価基準の提示を試みる。第2節では、集団代表制の対象となる被抑圧の集団が、社会運動の活動家、より広い集団構成員、第三者といった行為者の相互作用のなかで変容していくようなプロセスを論じる。第3節では、そのような「流動的な集団代表」を実現するために求められる要素を提示したうえで、さまざまな具体的制度の構想を比較検討する。

結論では、本稿の結論、本稿の含意、今後の研究課題を記述する。

## 第1章 ヤングの議論とその再検討

### 第1節 ヤングの集団代表論

本節では、アイリス・M・ヤングの議論を確認する。特に、本稿と関係する、抑圧や集団代表制に関する議論を確認する。これらに関する議論は、ヤングの前期の著作で特に行われている。ここでは特に、1990年の『正義と差異の政治』(*Justice and the Politics of Difference*)で行われた議論と、1995年の論文「政治体と集団の差異——普遍的シティズンシップの理念に対する批判」(“Polity and Group Difference: A Critique of Ideal of Universal Citizenship”)<sup>11)</sup>で行われた議論を参照する。ただ、集団代表制に関する議論は2000年の『包摂とデモクラシー』(*Inclusion and Democracy*)でも行われているため、こちらも適宜参照することとしたい<sup>12)</sup>。

---

11) この論文は、1989年に*Ethics*に掲載されたのち、1995年にロナルド・ベイナー編『シティズンシップを理論化する』(*Theorizing Citizenship*)に掲載された。本稿は、1995年の『シティズンシップを理論化する』と1996年に『思想』に掲載された和訳を参照している (Young 1995=1996)。

12) 人びとの抑圧状況については、2011年の『正義への責任』(*Responsibility for justice*)でも述べられている。しかし、そこでは、特権的集団/被抑圧的集団のみで表されるような比較的単純な図式で捉えられているわけではない。より複雑に構造的不正義が生じ、その責任がより多くの人びとに分与されるという「社会

## 1. 「差異の政治」と集団代表制

本稿の関心からすると、ヤングの議論のなかで、「差異の政治」(politics of difference) という構想は特に重要である。ヤングによれば、従来の議論は、人びとの差異を超越した「一般性」として「普遍性」や「公共性」を想定していた。そのように論じられたシティズンシップは、さまざまな集団を排除してしまう (Young 1995: 177-181=1996: 101-103)。彼女によれば、「公共性」は、差異から離れた「中立的」なものではありえず、むしろ人びとの差異を考慮しなければならない (Young 1995: 182-183=1996: 105-106)。それゆえ、彼女は「異質性を帯びた公衆」を論じ、シティズンシップを「差異化されたシティズンシップ」として捉える。

また、正義に関する従来の議論は分配の問題に重点を置いており、集団や人びとが直面している抑圧や支配といった問題に取り組むことができない、とヤングは指摘する (Young 1990: 39=2020: 55)。彼女は、このような抑圧や支配を視野に入れたものとして、より広範な正義の枠組みを構想する。そして、この抑圧を政治的問題として重視する (Young 1995: 188=1996: 110)。このような「差異の政治」を実現し、抑圧に取り組むための措置の一つが「集団代表制」(group representation)<sup>13)</sup> である (Young 1990: 167=2020: 234; Young 1995: 188-189=1996: 111)。集団代表制を導入し、被抑圧的集団の声や視点を承認し代表するメカニズムを提供するべきなのである (Young 1990: 184=2020: 257)。

ヤングによれば、集団代表制は、以下の四つの理由から、正義を促進するがゆえに正当化される<sup>14)</sup>。第一に、集団代表制は、課題設定や意見聴取において、手続的により公正であることを保証する。「特権的集団」

---

的つながりモデル」が提起されている (Young 2011=2014)。他方で、集団代表制については言及されていない。このようなより近年のヤングの議論については、第1章第3節第3項で詳述することとする。

13) 施光恒は、“group representation”を「集団代表制」と翻訳している (Young 1995=1996)。しかし、本稿の見るところ、“group representation”は必ずしも制度に結びつくとは限らない。それゆえ、本稿は、特に制度化された集団代表を「集団代表制」と表記し、その他については「集団代表」と表記する。

14) 『包摂とデモクラシー』においても集団代表制の根拠が述べられているが、そこでの議論は少し異なっている (Young 2000: 144)。そこで述べられている根拠は、被抑圧的集団の政治参加を促進すること、特権的集団によって支配されてきた議論における視座の偏りを是正すること、知識を議論や意思決定にもたらすことの三点である。

(privileged group) が資源を多く有するがゆえに、それらの人びとが持つ前提や優先順位に従って政治課題の設定がなされてしまう。集団代表制によって被抑圧的集団に声を与えることで、特権的集団の声が優先されることを防ぎやすくなる。第二に、集団代表制は、被抑圧的集団の発言を保証し、それゆえ公衆のあらゆるニーズと利益が民主的な討議によって承認されることを保証しやすい。被抑圧的集団の利益は、特権のある人びととしかいない状態では、実現されにくい。なぜなら、特権のある人びとは通常、抑圧されている人びとの利益を守ったり、促進したりしない傾向があるためである (Young 1990: 185=2020: 258)。被抑圧的集団の発言を保証することによって、そのような集団に属する人びとは、スティグマ化されることを避け、政策の意味や理由についてその集団ごとの解釈を示すことができる。第三に、集団代表制は、個人や集団がそのニーズと利益を正義に訴える言葉で表すように促す。人びと、特に特権的集団に属する人びとは、自分たちの視点を普遍的だと思いがちである。集団代表制は、政治的決定に参与する者に、社会関係や出来事に関して異なる視点や価値と出会うように仕向ける。これによって、人びとは自分たちの主張を正当化しなければならなくなり、また、他の主張が正当なのか自己利益の表現にすぎないのかを検証できるようになる。最後に、集団代表制は、より公正な結果をもたらす。集団代表によって、それぞれの集団が有する差異やニーズはもちろん、その集団特有の知識や経験が政治プロセスにもたらされる。これによって、議論で表明される社会的な知識が最大化され、より公正かつ賢明な政治的決定が行われる可能性が高くなるのである (Young 1990: 186=2020: 259-260)。

このような集団代表制の議論は、デモクラシーに関する議論にも関連する。ヤングは、デモクラシーを無条件に擁護するわけではない。彼女によれば、不平等や抑圧が存在する状態では、デモクラシーの手続きが既存の不平等や抑圧を強化する恐れがある (Young 2000: 34)。そこで彼女は、利益集団を中心とした集計モデルを批判し、より正義を促進するデモクラシーのモデルとして、熟議モデルを擁護する。ただし、従来の熟議的デモクラシーは、論証を過度に重視しており、一部の人びとを排除しようという問題も抱えていた。それゆえ彼女は、集団代表制などの措置によってデモクラシーを深化する必要があると指摘し、従来の熟議的デモクラシーよ

りも広く包摂的なものとして捉えられた「コミュニケーション的デモクラシー」を構想しているのである。

## 2. 集団と抑圧の捉え方

以上で論じてきた集団代表制の対象となる被抑圧的集団とは、どのような集団であろうか。ヤングは、集団を以下のように定義している。

社会集団とは、文化的形態やさまざまな実践、あるいは生活様式の点において、少なくとも一つ以上の他集団から差別化された人間の集合体である。(Young 1990: 43=2020: 61)

すなわち、集団は、他の集団との関係や社会構造のなかでの位置づけによって成り立つ。彼女の集団の捉え方は、共有するアイデンティティや本質も、共通の意見や利益も想定しておらず、その点で本質主義とは異なる<sup>15)</sup>。ただし、集団構成員は、構造のなかで同様の位置に置かれているがゆえに、「視座」を共有する(Young 2000: 137)。この「視座」は、必ずしも同じ意見や利益を伴うわけではないが、特有の経験や情報、知識を伴う。このように、ヤングは本質主義を避けつつも、集団代表されるべきものとして「視座」を論じている。

また、これらの集団は、集計 (aggregate)<sup>16)</sup> や結社 (association) とは区別される(Young 1990: 43-45=2020: 61-64; Young 1995: 186-187=1996: 108-109)。集計とは、目の色や乗っている自動車の型式など、何らかの属性に着目した人間の何らかの類型化である。これに対して集団は、その構成員が密接な親近性やアイデンティティの感覚を持つという点で異なる。次に結社とは、個人が自発的に加入・離脱するものである。他方で集団は、加

---

15) 例えば、彼女は、同性愛者を事例に、集団が流動的なものであることを指摘している(Young 1990: 47-48=2020: 68; Young 1995: 187=1996: 110)。とはいえ、このような流動的な集団観は、本質主義的であると批判されがちな集団代表制と整合的なのか、という問題がある。他の論者からの本質主義批判については第1章第2節で、彼女自身のより流動的な集団観については第1章第3節第1項で詳述する。

16) 施光恒が“aggregate”を「集合体」と訳している一方で、『正義と差異の政治』の和訳では同じ用語が「集合」と訳されている。本稿は、“aggregate”を「集計」と訳すこととする。それは、第一に、「集合体」(collective)と区別するためである。第二に、それに属する人びとの感覚から離れて類型化されるという側面を強調するためである。

入・離脱がそれほど自発的にできるわけではない。さらに、集団はその構成員を部分的に構成するものでもある。これらの点で、集団は、集計や結社とは異なるものとして認識されなければならない。

このような構造的な集団や「視座」の捉え方と同様に、抑圧も構造的な危害や制約として捉えられている<sup>17)</sup>。ヤングによれば、抑圧は、自我の発達に対する制度的制約である (Young 1990: 37=2020: 53)。そしてそれは、経済的・政治的・文化的制度のなかで組織的に再生産されるものである (Young 2000: 58-59)。ここでヤングは、抑圧を、さまざまな被抑圧的集団が共に被る統一的で単一のものとはみなさない。なぜなら、抑圧を統一的なものとして把握すると、それぞれの集団の被抑圧状況を誤って同一のものとして表現してしまうからである。他方で、それぞれの集団の抑圧をすべて異なるものとみなせば、異なる集団の抑圧に見られる類似性や重複に気づきにくくなる。これらの問題点を避けるため、ヤングは、抑圧の五つの基準<sup>18)</sup>を提起する。つまり、搾取、周辺化、無力化、文化帝国主義、暴力である (Young 1990: 64=2020: 91)。ヤングによれば、ある集団が抑圧されているかどうかは、この五つの基準のうち一つ以上を満たしているかどうかによって依存する (Young 1990: 47=2020: 67)。次の項では、そのそれぞれを簡潔に確認しよう。

### 3. 抑圧の五つの基準

第一に、搾取 (exploitation) である。搾取は、カール・マルクス (Karl Marx) によって理論化された抑圧の一形態である。資本主義社会において、資本家は、労働者が生み出した価値と資本家が購入した労働力の価値との

17) ここで、ヤングは、マリリン・フライが論じた抑圧の概念を引用している (Young 1990: 41=2020: 58; Young 2000: 92-93)。フライによれば、抑圧とは構造的な危害や制約である。フライの議論については、第2章の第1節第3項と第3節第2項で詳述する。

18) ヤングは、これらの概念について、“five faces” (Young 1990: 42)、“five categories” “five conditions” (Young 1990: 47)、“five criteria” (Young 1990: 64) といった複数の表現を用い、基準 (criteria) や条件 (condition) だけでなく、諸相 (face) やカテゴリー (category) としても扱っている (Young 1990: 63)。このことから、ヤングは、これらの概念を、広義の抑圧概念が含む五つの側面 (≒カテゴリー) として、かつ抑圧されているか否かの条件 (≒基準) としても捉えている、と見なすことができよう。ただし、混乱を避けるため、本稿では、「抑圧の五つの基準」という表記で統一することとしたい。



差 (= 剰余価値) を搾取することによって利潤を得る。このことによって、自由契約の形をとりながら階級構造が確立・維持され、労働者から資本家へと力が移転される (Young 1990: 48-49=2020: 69-71)。ところが、このマルクスの搾取概念は、適用される対象が狭いと批判されてきた。ヤングは、女性が搾取されていることや、黒人やラティーノなどの人種的・民族的少数者が搾取されていることを指摘している (Young 1990: 50-52=2020: 71-74)。

第二に、周辺化 (marginalization) である。周辺化とは、労働システムが用いることができない、あるいは用いようとしなない人びとが周辺に追いやられていることである (Young 1990: 53=2020: 75)。周辺化されるのは、黒人やインディアンなど人種的な集団の場合もあれば、高齢者、解雇され新しい職が見つからない人びと、シングルマザー、障害を抱えた人びとの場合もある (Young 1990 53=2020: 75-76)。これらの周辺化に対しては、再分配的な政策という措置も行われる。しかし、そのなかで市民権から排除され保護的・懲罰的な扱いを受けたり、快適な物質的生活は提供されるとしても自尊心を失ったりするという問題もある。

第三に、無力化 (powerlessness) である。資本家階級と労働者階級という区分は現在でも存在しているが、階級関係は変化しており、中産階級 (= 専門職) と労働者階級 (= 非専門職) との構造的区分も存在する。そのなかで非専門職が被っている抑圧を、ヤングは無力化と呼ぶ。無力化された人びとは、他者から命令を受けなければならない、自ら命令を下す権利を稀にししか持てないように位置づけられている (Young 1990: 56-57=2020: 80)。ヤングによれば、それらの人びとは、専門職の人びとが持つ権威や地位、自我の感覚などを欠如している。それゆえ、専門職とは異なり、自らの能力の発展が阻害され、自らの労働生活で意思決定権力を欠き、尊敬を欠いた取り扱いを受けている (Young 1990: 58=2020: 82)。

第四に、文化帝国主義 (cultural imperialism) である。これは、特にフェミニズムと黒人解放の理論家が焦点を当ててきた抑圧である。文化帝国主義の経験とは、社会を支配している意味づけ作用が、諸個人が属する集団に特有の視座を不可視化すると同時に、その集団をステレオタイプ化して「他者」(Other) として位置づけているような経験を意味する (Young 1990: 60=2020: 83)。被抑圧的集団は、支配的集団との差異によって区別

され、普遍化・規範化された支配的文化という物差しのなかで逸脱・劣位として再構成される。そして、被抑圧の集団は、ステレオタイプによって特定の本質へと押し込められる。例えば、ゲイは乱交の性格があり、インディアンはアルコール中毒であり、女性は子どもとあれば満たされる、といったものである。同時に、それらの人びとは支配的文化のなかで不可視化され、支配的な経験や解釈を押しつけられる。

第五に、暴力（violence）である。一部の集団の構成員は、その集団に属する人間に損害や屈辱を与えたり破壊したりすること以外の動機がないような、無差別で理由のない攻撃を経験したり、恐れたりしている。ヤングは、殴打、殺人、性的暴行はもちろん、辱め、ハラスメント、威嚇、からかいなどもこのカテゴリーに含めている（Young 1990: 61=2020: 87）。暴力は特定の個人によって引き起こされるが、その暴力は社会的文脈のなかで可能とされているゆえに、抑圧の一つとして捉えられる。また、直接的な被害だけでなく、その集団に属する構成員全員が脅威のもとで暮らし、その回避のためにエネルギーを浪費しなければならないという点も抑圧的である（Young 1990: 62=2020: 88）。

#### 4. 基準の適用

ヤングによれば、以上で述べた抑圧の五つの基準は、個人や集団が抑圧されているかどうかを判断するものとして機能する。これらの基準は客観的なものであり、その集団が抑圧されているという主張やその反対の主張を行うための手段となりうるし、それらの主張を評価し裁定を下すための手段にもなる（Young 1990: 64=2020: 91）。では、具体的にはどの集団が被抑圧的集団として想定されているのだろうか。ヤングは、アメリカ合衆国の政策形成における集団代表制の候補として、以下の人びとを挙げる。女性、黒人、ネイティブ・アメリカン、スペイン語を主要言語とするアメリカ人、アジア系アメリカ人、ゲイとレズビアン、非熟練労働者、貧しい人びと、若者、高齢者、障害者である（Young 1995: 193-194=1996: 110）。

ここでヤングは、社会集団の抑圧の性質に違いがあることも指摘している。異なる集団は、抑圧の諸形態の異なる組み合わせを被っている。例えば、労働者階級の人びとは搾取され無力だが、それらの人びとが職を持ち、また白人であれば、周辺化や暴力は経験していない。他方でゲイは、ゲイ

だからという理由で搾取されたり無力化されたりすることはないが、激しい文化帝国主義と暴力を経験するという。このように、五つの基準を集団の状況に当てはめることで、複数の抑圧を比較することが可能となる (Young 1990: 64-65=2020: 92)。

ヤングが集団代表制を含むアフーマティブ・アクションの根拠として挙げているのは、以上のように捉えられた抑圧である。アフーマティブ・アクションは、差別を是正するための手段として議論されることが多く、しばしば逆差別であるという批判を受けることもある。ヤングは、このような議論とは異なり、差別ではなく、抑圧を解消するために行うべき手段として、アフーマティブ・アクションを擁護する (Young 1990: 195=2020: 271-272)。

以上のように、ヤングは抑圧について五つの基準を提起している。これは、過度に集団の抑圧を同質化することを避け、なおかつ、過度に集団の抑圧の異質性を強調することも避けるための枠組みである。ヤングによれば、この五つの基準は、どの集団が抑圧されているのかを評価し判断するために用いることができる。

## 第2節 ヤングに対する批判

以上のヤングの構想には、さまざまな観点からの批判がありうる。ここでは、「差異の政治」全体に対する批判を扱うつもりはない<sup>19)</sup>。本稿では、集団代表制に対する批判に焦点を当てる。第一に、集団代表制の対象となる被抑圧的集団の基準が不明確であるという批判を確認する。この批判によれば、特定の集団を被抑圧的集団とあらかじめ定めることは不可能であ

19) 例えば、ナンシー・フレイザー (Nancy Fraser) は、「差異の政治」というヤングの議論には限界があると指摘している (Fraser 1997: 189-206=2003: 287-311)。彼女によれば、ヤングの抑圧概念や社会集団の概念では、政治経済に根ざした再分配の問題と文化的に根ざした承認の問題との区別が無視されている。そして、「差異の政治」は前者には適用できず、また前者と後者の双方が関わる場合にも不適切であるという。たしかに、抑圧が再分配に関わるか承認に関わるかによって、その是正策が異なるというフレイザーの議論は妥当である。しかし、そうだとした場合、抑圧を是正するためにはそもそも政治の場で抑圧が論じられなければならない。集団代表制は、そのような議論を可能にする制度であるため、その必要性が失われるわけではない。それゆえ、「差異の政治」自体の適用範囲をめぐるとこの批判については措くこととした。

るため、どの集団がそれに含まれ集団代表制の対象になるのかということ自体に論争性がある。第二に、集団に基づいて人びとを捉えることは、本質主義の問題を引き起こすのではないか、という批判を確認する。第三に、そもそも本質主義の何が問題なのかをさらに検討する。最後に、これらの批判に応答するためには、集団や抑圧の生成変化を集団代表制の構想に含みこみ、被抑圧的集団の構成を暫定的なものとして扱う必要があると指摘する。

### 1. 集団代表制の対象の論争性

初めに、被抑圧的集団の基準の不明確さに対する批判を確認しよう。序論でも記述したとおり、現代では多くの集団が「抑圧されている」と主張するようになってきている。どの集団が被抑圧的集団であり、どの集団がそうではないのかという問題は、先行研究整理で確認したとおり、他の描写的代表や集団代表の論者の議論でも十分に解決されているとは言い難い。ヤングの議論に対しても、このような批判が投げかけられている。ここでは、マイケル・ケニー (Michael Kenny) とロナルド・ベイナー (Ronald Beiner) の議論を参照する。

まず、マイケル・ケニーの議論を検討したい。彼は、近年の「アイデンティティの政治」に関して、自由主義者の議論を考察している (ケニー 2005: 2-3)。従来の自由主義の研究は、「アイデンティティ」や「差異」を自分たちの立場にとって敵対的なものと見なしていた。しかし、彼は、自由主義の立場でありながらも、どのように「アイデンティティ」や「差異」といった理念を受容するかを論じている。そのなかで、ヤングの議論も検討されている。ヤングは、「差異」という概念を導入しながら、集団の格差を矯正する戦略を展開する必要があると指摘する。しかし、彼によれば、ヤングの議論には以下の問題がある。

ヤングによれば、歴史的観点で見たときに支配と抑圧の犠牲者であったと論証される集団は、公的支援に値する。しかし、ケニーによれば、そのような「援助に値する」集団と「値しない」集団とを区別することは困難である<sup>20)</sup>。そのような区別を維持しようとする考えは、被害者の境遇にあ

---

20) スティーブン・マセド (Stephen Macedo) の議論も参照 (Macedo 1995: 468-70)。ヤングは、一方では、黒人、先住民、女性、同性愛者、障害者を擁護しな

ることを主張する集団の急増によって困難となっている。1960年代以降、損なわれたアイデンティティというレトリックが普及してきたが、伝統的価値や家族的価値を推進しようとする組織や「男性解放運動」も、そのようなレトリックを真似ている。このような状況下で、どの要求が正当であるかが曖昧になっている(ケニー 2005: 226)。それゆえ、「抑圧の事実」というヤングの考えは「場違い」であり、集団の功罪に関する見解は正当に複数存在する可能性が高い(ケニー 2005: 226-227)。また、抑圧を分析した結果として、より細分化された下位集団や個人の苦境といったレベルにまで帰結することもありうる<sup>21)</sup>。つまり、ケニーによれば、ヤングは、集団の流動性と不確定性を強調しながらも、政治制度の議論では固定的な集団理解に基づいている(ケニー 2005: 225-226)。

次に、バイナーによる批判を確認しよう。ヤングの議論に対する標準的な批判として、バイナーは以下の三つを挙げる(Beiner 2006: 28)。第一に、ヤングが賛成するような政治的特権の候補としての資格を集団に与えるのは何なのか、という点である。第二に、キムリッカとウェイン・ノーマン(Wayne Norman)が指摘しているように、集団の不利を克服するのではなく、不利であることを知覚されるために集団の指導者が力を注ぐような「不満の政治」(politics of grievance)を創り出すという点である(Kymlicka and Norman 1994: 372)。第三に、政治的左派が必要とするような連帯や連合形成が困難になるという点である。このなかで、本稿の問題関心と特に関連するのは第一の批判である。バイナーは、イスラエルの事例を挙げている。ヤングの原理に従えば、イスラエルにおける宗教的過激派は文化的に周辺化されていることになる(Beiner 2006: 32-33)<sup>22)</sup>。しかし、これらの

---

がら、他方では、ナチスやファンダメンタリストなどの不満を単純に退けている。しかし、マセドによれば、ファンダメンタリストもステレオタイプや文化的周辺化の犠牲者であると主張する(Macedo 1995: 469)。

- 21) この点については、アダム・J・テブル(Adam James Tebble)の議論も参照(Tebble 2002)。彼は、ヤングの集団代表制の議論は、社会によって集団が構成されるという側面を捉えていないと指摘している。社会集団の反本質主義的性質を考慮し、集団内部の下位集団や個人の政治的重要性を認めるならば、所与の社会集団を優先する根拠がなくなるという(Tebble 2002: 276)。
- 22) 同様の指摘は他の論者によっても行われている。例えば、フレイザーは、ネオ・ナチスのスキンヘッドは周辺化と文化帝国主義に苦しんでいるため、ヤングの用語では被抑圧的集団だが、そのような「差異」を肯定しようとは思わないと記述している(Fraser 1997: 202=2003: 307)。

集団が、共有されたシティズンシップの原則を無視したり、社会全体にとって良い政策を妨げたりするのを、認可するべきなのかという問題点がある。

ヤングは、以上のような批判に対して、以下のように応答している。彼女も、集団代表制の対象となる集団が多すぎるという批判があることを認識している。その反論として、ヤングは、集団代表制の原則は、被抑圧的集団を特別に代表することのみを要請している、と論じる。特権的集団は既に十分に代表されているので、集団代表制の対象ではない。この点を明確に指摘することによって、集団代表制が無限に拡大して運営不可能になるという懸念は消える、という (Young 1990: 187=2020: 261)。しかしながら、これは上述した批判に対して十分に応答するものではない。ケニーやベイナーやその他の批判者たちは、ただ単に対象の集団が多いというだけではなく、被抑圧的集団とそうでない集団とを区別できないことを指摘していた。集団代表制の対象が被抑圧的集団のみに限られるとしても、どの集団が被抑圧的集団なのかという問題は残っているため、被抑圧的集団の基準を明確にしなければならないのである。

ここで、「憲法制定会議」(constitutional convention)の問題が重要になってくる。この問題は、先述のケニーによって指摘されている(ケニー 2005: 224)。彼によれば、公的討議の生成のためにはそれ以前に公衆を構成する必要がある、その公衆の範囲を確定するための「憲法制定会議」が必要である。つまり、被抑圧的集団を集団代表する前に、誰が被抑圧的集団に含まれるのかに関する論争があるはずなのである。ヤングも、「政治体と集団の差異」において、このような「憲法制定会議」の問題に触れている (Young 1995: 194=1996: 115-116)。しかし、彼女は、より具体的にはどのように被抑圧的集団を定めるのか、そのためにはどのような制度が適切であるかについては述べていない。以上のように、ヤングの集団代表制の構想には、被抑圧的集団をめぐる政治的論争という点において、欠落がある。

## 2. 集団として見なすことによる弊害

次に、ヤングの議論に対する批判の一つとして、本質主義の問題を検討する。第1節で記述したとおり、ヤングは、被抑圧的集団を特定して集団代表制の対象とするという議論を行っていた。ところが、人びとを被抑圧

的集団と見なすことによる弊害が指摘されうる。この批判は、シャンタル・ムフによって展開されている。ムフは、集団が固定的なアイデンティティを持つと想定する本質主義を批判する。そして、新たなアイデンティティの形成や、新たなヘゲモニーの確立を重視する立場をとる。その観点から、ヤングが女性の抑圧だけでなくその他の人びとが被っている抑圧を考慮していることを評価しつつも、その議論に対して批判を提起する (Mouffe 1993: 86=1998: 172-173)。ムフによれば、ヤングは、所与の利害とアイデンティティを持つものとして、集団を固定的に捉えている。それゆえ、究極的には、集団を本質主義的に捉えている。この点で、ヤングの議論は、ヤング自身が批判している利益集団多元主義とあまり変わらないという。

他の理論家の議論と照らし合わせても、同様の指摘ができよう。例えば、ジュディス・バトラー (Judith Butler) によれば、男性と女性というカテゴリーは、社会的に構築され、言語のパフォーマティブな反復行為によって再生産されている (Butler 1990)。竹村和子は、このようなバトラーの議論に依拠しつつ、ヤングの議論を批判する (竹村 2002: 291-292)。集団によって主張される差異を恒常的で普遍的な差異とみなすのではなく、「共通性」と「差異」の終わりのない往還が求められるのである。既存の構築されたカテゴリーにそのまま従って人びとを特権的集団／被抑圧的集団と捉え、それに対応した固定的な制度を設けることは、既存のカテゴリーを強化する恐れがある。そうではなく、「進行中の反復関係」のなかでの、「普遍のダイナミックな変容」に焦点を当てる必要がある (竹村 2002: 296)。

集団として区分することの問題点は、本稿が事例として扱う「トランスジェンダー」に関する議論においても指摘されうる。竹村は、正常／異常、男の身体／女の身体を峻別する言説が、トランスセクシュアル<sup>23)</sup>が経験する差別・抑圧と連動していると指摘する (竹村 2013: 51)。このように、男性か女性かという二分法が「トランスジェンダー」当事者を捉えそこなってきたとすれば、「トランスジェンダー」かそれ以外かという二分法的な捉え方においても捉えそこなう人びとがいるのではないか。竹村は、「すべての人はトランスセクシュアル」という捉え方を提起する (竹村 2013: 54)。これは、すべての人が、それぞれ「男」や「女」や「なにか別の性」

23) 竹村和子は、これらの人びとの呼称として「トランスセクシュアル」を用いている。彼女の議論から引用する際には、彼女の呼称に合わせて記述することとする。

の身体に移っている途上であると想定する。そして、トランスセクシュアルを性の二分法のなかに閉じこめ、その問題をトランスセクシュアルだけの問題として扱うことは、トランスセクシュアルを局所化し、社会に対して投げかけられた問題系を閉じてしまう、と指摘する（竹村 2013：65）。このように、ある人びとを固定的な被抑圧的集団とみなすことは、その問題をその集団だけの問題へと閉じてしまう危険性を持つだろう。

加えて、交差性（intersectionality）を考慮する必要もある。交差性は、ジェンダー、人種、階級、セクシュアリティ、年齢、民族性、能力といった複数の要素の組み合わせによる複雑な位置づけを考察するための概念である（Crenshaw 1989; Cooper 2016）。例えば、黒人女性が被っている抑圧を、黒人男性が被っている抑圧、あるいは白人女性が被っている抑圧と同一視することはできない。人種差別と性差別の双方のなかで、黒人女性がどのように位置づけられているのか、考察する必要がある。この観点からすれば、それぞれの集団（例えば黒人と女性）をそれぞれ集団代表制の対象とするだけで十分であるとは言い難い。集団を横断するような複雑な差異を考慮せずに集団の差異を単一的に捉えることは、「本質主義」としてこれまで批判されてきたことである。

### 3. 本質主義の何が問題なのか

このような本質主義の問題について、どのように考えればよいのだろうか。アン・フィリップスは、本質主義という概念を、以下の四つの類型に細分化している（Phillips 2010）。第一に、特定のカテゴリーに含まれるすべての人に、ある特徴を帰属させることである。第二に、社会的に作られたものや構築されたものを自然化・物象化し、それらの特徴をカテゴリーに帰属させることである。第三に、同質化され統一された集団を前提とするような方法で、政治的行動の主体または対象として集団を呼び出すことである。第四に、共有されていると想定される特徴を定義して、集合的カテゴリーを取り締まることである。そのうえで、本質主義は、断固として禁止すべきものというよりも、むしろ程度の問題である、と論じている。

フィリップスの類型に当てはめると、ヤングの議論が本質主義に当たるとすれば、第三の類型に当てはまる。ヤングの議論では、被抑圧的集団は特定の「視座」を共有しており、それゆえに集団代表制、すなわち特別に



政治的代表を保証する制度の対象となる。これは、同質化され統一された集団を前提とするような方法で、政治的行動の主体または対象として集団を呼び出すことという意味での本質主義であると批判されうる。

ヤングの議論への批判が妥当であるか否かを検討するため、フィリップスの議論を踏まえつつ、本質主義のリスクを以下のように捉えることとしたい。第一に、集団内部の差異や交差性を無視した単純な認識をすることによって、認知的に誤っていることである。第二に、排除に結びつくゆえに、規範的に望ましくないということである。これらは、抑圧に取り組むことを重要視するヤングの議論にとっても問題だと指摘できる。第一の点については、以下のように論じられる。人びとの状況について認知的な誤りを犯したまま集団代表制を構築し、それに基づいて意思決定と政策実施を行ったとする。そのような場合には、それらの人びとが直面する抑圧に適切に取り組むことができないであろう。第二の点については、以下のように論じられる。特定の人びとが被抑圧的集団の範囲から排除されることは、それらの人びとが集団代表制の対象からも排除されてしまうことを含意する。そのような場合には、政治はそれらの人びとが直面している問題に取り組むことができないであろう。

しかし、フィリップスの議論を踏まえるならば、本質主義だからというだけでヤングの議論が否定されるべきではない。政治的有用性とリスクの両方を考慮する必要がある。ヤングの議論には、上述のようなりスクだけではなく、以下のような政治的有用性がある。ヤングが集団代表制を論じ、その対象として被抑圧的集団を挙げたのは、社会にある抑圧を解消するための政治的決定を可能にするためであった。被抑圧的集団を特定しなければ、集団代表制などの措置を行えず、その人びとに特有の「視座」が政治に反映されないままになってしまう。人びとが経験する困難をすべて個人レベルに還元し、政治的に何も対処しないのであれば、その人びとが直面している抑圧はそのまま残存するであろう。たしかに、被抑圧的集団という枠組みによって排除される人びとは存在する。しかし、すべての人びとを制度の対象とするのであれば、特定の人びとを被抑圧的集団と見なして集団代表を行うというヤングの議論の意義は失われてしまう。

政治的有用性とリスクの双方を考慮すると、被抑圧的集団を特定することを単に問題視するだけでは不十分である。どのように集団を捉えている

のか、また、どのような基準で対象を特定するのかを、より詳細に検討する必要がある。

#### 4. 被抑圧的集団の変化可能性を確保する

前期におけるヤングの議論の問題点は、以下の点にあると思われる。第一に、集団の捉え方において、集団の生成と変化があまり論じられていないことである。ヤングは、その議論のなかで、自らが本質主義的ではない方法で集団を捉えていることを、何度も強調している。本質主義とは、大まかに言えば、すべての集団構成員が特定の利益や性質を共有していると想定するような立場であった。このような立場とは異なり、彼女は、集団構成員が意見や利益を共有するわけではないと指摘している。ヤングによれば、集団としてのアイデンティティは、他の集団との関係性において、何らかの差異を経験する場合に形成される (Young 1990: 43=2020: 61)。そして、以下のように論じる。

ある集団の構成員が共有する共通の本質は存在しない。加えて、過程というものの一面として、集団は流動的である。つまり集団は、生まれては消えていく可能性がある。(Young 1990: 47-48=2020: 68)

これについて彼女は、ゲイやレズビアン の事例を挙げて論じていた。当該の**人びと**が一つの集団としての自己認識を持ち、他者からもそのように認知されたのは、二〇世紀に入ってからのことだという。また、**人びと**はそれぞれ、実際には集団的アイデンティティを複数持ち、多様な集団を持つ文化や視座から部分的に構成されているのである (Young 1990: 48=2020: 68-69)。

しかしヤングは、集団構成員によって共有されるものを、全く想定していないわけではない。彼女によれば、集団構成員は、意見や利益の代わりに、「視座」を共有しているという。これは、特有の経験や情報や知識を指している。もし特定の集団が特定の「視座」を共有するとすれば、どのようにその「視座」が構築され、それらの集団構成員によって共有されているのかという側面を語る必要がある。それにもかかわらず、「視座」がどのように生成し変化するのかという点について、集団代表制を論じてい

る『正義と差異の政治』や「政治体と集団の差異」においては、十分に論じられていない。集団自体の生成変化についても、これらの文献においては、これ以上述べられていない。集団代表制に関する議論では、集団が既に存在していることが前提となっており、政治プロセスのなかで変化する可能性については、十分に語られていないのである。しかし、この点について、ヤング自身が「応答」しうる可能性がある。というのも、彼女は、他の著作において集団の流動性や構築を論じているからである。この点については、第1章第3節第1項で改めて記述することとしたい。とはいえ、それらの議論を踏まえると、今度は、そのような集団観は集団代表制という構想と両立できるのかという問題が生じる。その点については、第1章第4節で論じることとする。

第二に、被抑圧的集団の変化が論じられていないことである。これは、さらに二つの点に細分化することができる。まず、被抑圧的集団に含まれる集団が変化することについてである。次に、抑圧そのものの生成と変化である。前者はヤング自身によっても考慮されているが、具体的制度の議論に移る際には十分に考慮されていない。後者も、前期のヤングによって十分に取り組まれていたとは言い難い。それゆえに、批判を乗り越えるためには、これらの生成変化を集団代表制の構想に組み込む必要がある。順を追って説明しよう。

まず、被抑圧的集団に含まれる集団が増加・減少したり、入れ替わったりするという点である。前述のように、ヤングは、女性、黒人、ネイティブ・アメリカン、スペイン語を主要言語とするアメリカ人、アジア系アメリカ人、ゲイとレズビアン、非熟練労働者、貧しい人びと、若者、高齢者、障害者を被抑圧的集団とみなしていた (Young 1995: 193-194=1996: 110)。ところが、ヤング自身が指摘しているように、これは当時のアメリカ合衆国の文脈に依拠したリストであり、完全なリストではない。ヤングも、被抑圧的集団のリストを暫定的なものを見なしているのである<sup>24)</sup>。それを踏

24) ここで留意しておくべき点は、ヤングは、集団代表制自体を暫定的なもののみならず、あるいは道具的なものとみなすことを否定している、ということである (Young 1995: 189=1996: 111)。つまり、集団代表制は政治制度として常に必要である。しかし、ヤングが本質主義的でないとすれば、その制度の対象となる被抑圧的集団の構成は暫定的であるべきであろう。そして、本稿もそのような立場である。

まえると、具体的制度を検討する際には、ヤングの議論は十分だとは言いがたい。被抑圧的集団が暫定的であるとすれば、どの集団が被抑圧的集団に含まれるかという論点を適宜政治的に論争し、決定する必要がある。それをどのような制度によって行うのだろうか。ヤングは、クオータ制や比例代表制など、複数の代表制度の比較検討を行っているものの（Young 2000: 149-152）、その議論は不十分である。クオータ制のような制度に関する議論は、被抑圧的集団の内容が確定していることを前提としたものにとどまっている。他方で、比例代表制は、(特に社会において少数者である)被抑圧的集団が十分な代表を議会内に持ちうるかという点を十分に考慮していない。このように、被抑圧的集団の範囲をめぐる論争という問題について、ヤングの議論では十分に組み込まれていない。それゆえに、この論点をさらに深く検討する必要がある。

次に、以上の点とも関連するが、抑圧自体の生成と変化という点である。ここで、ヤングを批判したシャンタル・ムフと、彼女とともに「ラディカル・デモクラシー」(radical democracy)を論じたエルネスト・ラクラウ(Ernesto Laclau)の議論が重要である。ラクラウとムフによれば、「従属化の関係」(relations of subordination)と「抑圧関係」(relations of oppression)は区別される(Laclau and Mouffe 2001: 153-154= 2012: 338-339)。前者は、ある行為主体が他の行為主体の決定に従属する関係である。この「従属化の関係」の時点では、敵対関係も集合的行動も発生しない。その関係に対して闘争を行うためには、それを「抑圧関係」に転化させる必要がある。このような転倒を行うためには、言説的「外部」の存在がなければならない(Laclau and Mouffe 2001: 154=2012: 339-340)。つまり、何らかの関係が存在するだけでは、それを抑圧と呼ぶことはできないのである。集団代表制は、何らかの関係が抑圧であると主張され、承認され、それに基づいた判断が行われるという前提の上に成り立っている。ヤングも、抑圧の基準は人びとが主張を行う際に用いられると述べている。ところが、彼女の集団代表制は既存の被抑圧的集団を代表するものであり、抑圧の存在を認めさせる主張のプロセスを十分に含んでいるとは言いがたい。それゆえに、抑圧の主張の形成と承認の段階を、集団代表制の構想のなかに組み込むという作業が、依然として残っている。

「抑圧関係」の生成を検討するためには、それを可能にする言説的「外部」

についてさらに語らなければならない。これは、ラクラウのポスト・マルクス主義における「異質なもの」(the heterogeneous) という概念と関連している。山本圭は、ラクラウの立場を、「ポスト基礎付け主義」と「ラディカルな唯物論」として整理している(山本 2016)。特にここでは、「ラディカルな唯物論」が重要である。これは、現実的なものは、概念によってすべて捉え尽くすことはできない、という立場である。このような立場から、ラクラウは「異質なもの」を提起する。これは、既存の対立関係から根源的に排除されたもの、表象／代表されなかったものを指す(Laclau 2005: 139-140=2018: 190-191)。そして、このような「外部」こそ、「抑圧関係」の成立、つまり、既存の関係に対して闘争を行うための基盤となる。このような「異質なもの」は常に存在し、彼の論じる「ラディカル・デモクラシー」では、既存の関係は問い直され続け、再節合され続けることになる。そのプロセスは、非固定性によって特徴づけられている。その関係が決定的な仕方では固定されていないがゆえに、言説の意味を再定義することができる(Laclau and Mouffe 2001: 176=2012: 382-383)。

このような考え方を参照することによって、集団代表制の枠組みのなかに、抑圧の生成と変化を組み込むことができると考えられる。たしかに、ヤングが論じているように、抑圧と見なされたものにいかにして対応すべきなのかという点は重要である。しかし、特定の人びとの間の関係が、いかにして抑圧として見なされるようになるのかというプロセスも論じなければならない。このような、「異質なもの」という「外部」によって抑圧関係が言説的に主張されるというプロセスを可能にするような、集団代表制の構想が必要なのである。

加えて、抑圧か否かを判定するための基準自体もさらに検討する必要がある。前述のように、ヤングは被抑圧的集団を特定するための五つの基準を論じていたが、これらの基準を固定的なものに見なすことには問題がある。なぜなら、ヤングが論じた被抑圧的集団の基準自体が、一部の人びとの状況を捉え損ねている可能性があるからである。ある基準に基づいて特定された被抑圧的集団、そしてその認識に基づく集団代表制の枠組みは、常に「異質なもの」の表象／代表に失敗している。例えば、男性／女性という枠組みは、「トランスジェンダー」や、既存の支配的なヘテロセクシズム秩序に適合しない人びと(他の「性的少数者」など)を排除してしま

う。ところが、その枠組みを改訂しようとしても、完全な枠組みになることはない。例えば、日本では、既存の男女の枠組みから零れ落ちた人びとを捉える公的な枠組みとしては、「性同一性障害」という枠組みが用いられてきた。この枠組みは特定の「性同一性障害者」<sup>25)</sup>を想定し、それに合致しない人びとの表象／代表に失敗している<sup>26)</sup>。

このような批判は、ヤングが論じた被抑圧的集団の基準にも当てはまる。彼女は、搾取、周辺化、無力化、文化帝国主義、暴力という抑圧の五つの基準を提示し、抑圧を特定する。しかし同時に、基準に合致しない危害や制約には対処しないということになる。その区分は必然的に不完全であり、「異質なもの」の表象／代表に失敗しているだろう。なぜなら、抑圧には、現在私たちが認識している以上の側面を見出しうるかもしれないからである(Chen 2017: 423)<sup>27)</sup>。また、将来には、新しい側面が現れるかもしれないからである。それゆえ、この基準やそれに基づく制度は固定的なものであってはならず、絶えず問い直される可能性が確保されていなければならない。つまり、抑圧と呼びうる危害の内容について、より幅広く捉える可能性が確保されることが望ましいだろう。現状の基準で被抑圧的集団を固定的に定め、それらのみを集団代表制の対象とすることは問題がある。まだ抑圧と見なされていない関係を抑圧と見なすことができるような言説が出現する可能性が、確保されなければならない。

たしかに、特定の人びとが直面している抑圧の問題に取り組むため、被抑圧的集団を特定し、その視座を表象／代表するというヤングの問題意識は重要である。例えば、「女性」という名で特定される人びとが直面している抑圧に取り組むためには、「女性」とされる特定の人びとを被抑圧的集団と捉えることが必要不可欠である。また、難点があるとしても、「性

---

25) 「性同一性障害者」は、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(平成15年法律第111号、以下「特例法」と表記する)第2条において、「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別(以下「他の性別」という。)であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているもの」と定義されている。

26) 三橋順子によれば、日本の特例法は、「性同一性障害者」以外の「トランスジェンダー」を法律の「枠外」の存在にしている(三橋2019: 150-151)。

27) この点については、第2章第2節第3項で詳述する。

同一性障害」という枠組みが、特定の人びとが直面する困難の解消を試みる手段であることも確かであろう。しかし、被抑圧的集団を定めたとしても、それは暫定的なもののみなされるべきである。被抑圧的集団を判断する基準自体も、暫定的なもののみなされるべきである。そうしなければ、ある時点で定められた枠組みから零れ落ちたものは、永続的に零れ落ちたままになる。それゆえ、零れ落ちる「異質なものを」捉えようと試み続ける必要がある。そのような観点から、集団をどのように捉えるべきなのか、また、抑圧をどのように捉えるべきなのかという問いについて、さらに検討する必要がある。

### 第3節 ヤングによる「応答」

ヤングが提起した被抑圧的集団の基準に対しては、以上のような批判があった。それらの批判のなかでは、ヤングは集団を本質主義的に捉えているのではないかという論点が重要であった。しかし、この本質主義の問題はヤング自身が特に取り組んできた問題である。彼女の議論には集団の流動性や構築を語る側面もある。また、抑圧の生成プロセスは、後期の著作では、「構造的不正義」(structural injustice)に関する議論のなかで、より複雑に捉えられている。これらの議論は、ヤングへの批判のいくつかに「応答」しているように思われる。

前節で議論したとおり、ヤングの集団代表制の課題は、集団の生成変化をあまり論じていないこと、被抑圧的集団が認識される過程が論じられていないことであった。本質主義の問題を避けるためには、このような構築や変化という側面を集団代表制の構想に組み込まなければならない。本節では、これらの課題に対応する彼女の議論として、以下の三つを指摘したい。第一に、「連なり」に基づく流動的な集団である。第二に、活動家の役割の重要性である。第三に、複雑な構造的不正義の政治化である。

#### 1. 連なりに基づく流動的な集団

ヤングは、1994年の論文「連なりとしてのジェンダー——社会的集合体としての女性について考える」(“Gender as Seriality: Thinking about

Women as a Social Collective”)<sup>28)</sup>において、より流動的な集団観を示している。ヤングによれば、フェミニズムにおける従来の議論にはジレンマがある (Young 1997: 18)。一方では、共通の属性・アイデンティティを持つ単一の集団として女性を概念化する場合には、本質主義という困難に直面する。他方で、女性を一つの集団として概念化できないとすれば、フェミニスト政治は意味を失う。ヤングによれば、このジレンマに取り組もうとする従来の議論もあるが、それらは問題を抱えている。一つは、「複数のジェンダー」というアプローチである。これは、人種や階級の違いを重視し、ジェンダーを複数的なものと捉える。ところが、このようなアプローチは、ジェンダーの統一性を想定しないとしても、その代わりに人種や階級といった、他の属性の統一性を想定している (Young 1997: 20)。もう一つは、ジェンダーを政治的に構築されるものと見なすアプローチである。抑圧に対抗する政治への共通のコミットメントを形成するなかで、「女性」のようなアイデンティティが流動的に構築されるのである。しかし、このアプローチにも問題がある。第一に、そのようにしてジェンダーの実体化を避けたとしても、特定の規範や経験を特権化する危険性は残存する。第二に、このようなアプローチは、アイデンティティの構築を、選択によって恣意的に行われるものと想定してしまう (Young 1997: 21)。

これらの議論に対して、ヤングは、ジャン＝ポール・サルトル (Jean-Paul Sartre) が用いた「連なり」(seriality)<sup>29)</sup>という概念を用いることによって、このジレンマを乗り越えようとする。彼女によれば、「連なり」(series)は以下のように定義される。

28) これは1994年に *Signs* で発表され (Young, Iris Marion (1994) “Gender as Seriality: Thinking about Women as a Social Collective,” *Signs*, 19 (3), pp. 713-738.)、1997年にヤングの著書『交差する声——ジェンダー、政治哲学、政策のジレンマ』(*Intersecting Voices: Dilemmas of Gender, Political Philosophy, and Policy*)に掲載された (Young 1997: 12-37)。本稿に記載したページ数は、1997年に掲載のものとした。なお、Connell (1987=1993)は彼女に先立ち、サルトルの議論をジェンダーに適用している。

29) “seriality”や“series”という用語は、大まかな意味合いとしては「連続性」や「連鎖性」に近いが、他の用語と区別する必要もある。この語は、Connell (1987=1993)の邦訳では「集列性」と訳され、竹村によって「連続的差異」と訳され (竹村 2002: 264)、衛藤によって「連なり」と訳されている (衛藤 2017)。本稿は衛藤の訳に依拠し、“seriality”は「連なっていること」という意味で「連なり」、 “series”は「連なっているもの」という意味で「連なり」と表記することとした。



「連なり」とは、その構成員が、自分の行動が物質的な対象や実践的惰性態の歴史と関係していることによって、受動的に統一されている集合体のことである。その構造のなかで、またその構造によって個人が自分の目的を実現するような、実践的惰性態の環境は、行動の様式と限界に対する制約として経験されるものである。(Young 1997: 27)

「実践的惰性態の現実性」(a *practico-inert reality*)とは、人びとを取り囲んでいる社会的環境の性質を指している。社会的環境は、人びとの行動の結果として成り立っている(それゆえに、それらは「実践的」(*practical*)である)。他方で、それらはまた、人びとの行動に対する制約と抵抗を構成する(それゆえに、それらは「惰性態」(*inert*)として経験される)。このような「実践的惰性態」の環境のなかで、「連なり」は構成されている(Young 1997: 25)。

具体例としては、バスを待つ人びとが挙げられる(Young 1997: 24)。バスを待つ人びとは、それぞれ異なる目標を持ち、歴史、経験、アイデンティティには共通点があるとは限らない。ただ、バスという物質的な対象との関係や社会的慣習によって集合体として集まっているのであり、お互いを認識せず、共通の経験を持っているわけでもない。

このような「連なり」は、「集団」(以降では、「狭義の集団」と表記する)<sup>30</sup>とは区別されるものである。「狭義の集団」とは、「自己意識的な目標を持ち、自己意識的に相互に承認している集まり」(Young 1997: 23)のことである。そのような狭義の集団は、以下のように生成する。

共に追求する共通の目的を持つ自己意識的な集合体としての集団は、常にではないとしても、しばしば、連なった条件(*condition*)に基づいて、またそれに反応して生成する。抽出された集団(*group-in-fusion*)は、連なり(*seriality*)から自発的に形成された集団である。(Young

---

30) 「連なりとしてのジェンダー」で論じられた自己意識的な集団と、一般的な用法で用いられる、あまり自己意識がない集団とを、区別する必要がある。前者は狭義の集団、後者は広義の集団と言えよう。本稿では、原文ではともに“group”と表記されているとしても、直接引用を除いては、前者を「狭義の集団」と表記し、後者を基本的には「集団」と表記し、特に区別したいときは「広義の集団」と表記することとした。

1997: 34)

つまり、前提として連なりがあり、そのなかに含まれる一部の人びとが狭義の集団として現れるのである。

具体的な事例としては、遅いバスに抗議する人びとが挙げられている。バスが来ないとき、狭義の集団が組織化される可能性が顕在化する。バスのサービスに文句を言ったり、会社に電話をかけたり、あるいはタクシーの相乗りをするために話し合ったりするだろう。

このように、狭義の集団は連なりに基づいて生成するものであり、連なりに対して部分的である。また、狭義の集団のなかには、長く残存するものも、すぐに散っていくものもある。このような観点から、ヤングは、フェミニズムの望ましい立ち位置を再評価する。女性という狭義の集団は、女性という連なった存在から生じており、受動的に統一されたジェンダー化構造を積極的に取り上げ、再構成するものである (Young 1997: 34-35)。そして、フェミニスト集団は、狭義の集団ではあるが、より広範な女性の連なりに言及している。しかし、狭義の集団は、連なりとの関係において部分的であるため、連なりとしての女性全体を網羅することはできない。それゆえに、「部分性 (partiality) を認識し、私たちを超えた連なりという事実を問うことにオープンであることによって、謙虚さを保つべきである」 (Young 1997: 37)。

以上のようなヤングの議論は、狭義の集団の生成と変化の可能性を語ることによって、本質主義批判に応答しているように思われる。自己意識的な狭義の集団は、その構成員の範囲を超える連なりから生じ、その連なりに言及する。しかし、その言及は、連なり全体を包摂することはできない。同じ連なりに関して異なる狭義の集団が現れ、異なる解釈を提示しうる。例えば、ジェンダーという連なりに関して、「白人女性」と「黒人女性」はそれぞれ異なる言及をしうる。また、同じ人物が別様に現れることもありうる。ある人物が、あるときは「女性」として、あるときは「黒人女性」として、あるときは「レズビアン」として現れうるのである。

このような、社会的環境のなかでの集団的差異の構築を捉える議論は、より初期の議論においても行われていた。1980年の論文「少女のように投げる——女性的身体の動作の可動性と空間性についての現象学」

（“Throwing Like a Girl: A Phenomenology of Feminine Body Comportment, Motility, and Spatiality”）では、女性的な身体経験について、現象学的に論じられている<sup>31)</sup>。

そこでは、女性は、男性とは異なった「女性的」(feminine)な身体動作をする傾向があることが論じられている。ヤングは、これらを女性的な身体動作の三つの様式として論じている。それは、曖昧な超越、抑制された意図性、周囲との不連続な統一性である (Young 2005: 35)。そのような差異は、ヤングが「差異の政治」や集団代表制を論じるときにも念頭に置かれているものであろう。しかし、このような女性の典型的な身体の動かし方や姿勢は、すべての女性に本質的に共有されているわけではない (Young 2005: 35)。女性的な身体動作は、解剖学や生理学に由来するわけではない。女性の本質に由来するわけでもない。現代社会における性差別的な抑圧によって条件づけられた、女性の特殊な状況にこそ、その源がある (Young 2005: 42)。この事例として、多くの日常的な事柄が挙げられている。少女は幼いころから「少女」としてまなざされ、奨励・抑制される習慣や行為が「少年」とは異なる。そのような状況の違いによって、女性的身体の様式と男性的身体の様式との違いがもたらされるのである。しかし、この様式には、さらに深遠な源がある。

それは、女性が自分の身体を主体であると同時に対象として生きているという事実である。その根源は、家父長制社会が女性を対象として、単なる身体として定義していること、そして、性差別社会では、女性は実際に頻繁に他者から対象や単なる身体として見られているということにある。(Young 2005: 44)

このように、ヤングの議論のなかには、差異を持った集団が生成されるプロセスを、本質主義を避けながら論じている側面がある。連なりと狭義の集団とを区別することで、連なりから狭義の集団が生じること、また、

31) 「少女のように投げる」は1980年に *Human studies* 第3巻第2号に掲載された後、2005年にヤングの著作である『女性の身体経験について——「少女のように投げる」と他のエッセイ』(On Female Body Experience: "Throwing Like a Girl" and Other Essays)に掲載されている (Young 2005: 27-45)。本稿は、『女性の身体経験について』を参照し、ページ数もそれに従っている。

言及する連なりの変化によって集団が変化していくことを捉えることができる。

## 2. 活動家の役割の重要性

「連なりとしてのジェンダー」において示された自己意識的な狭義の集団という考えは、社会運動に関する議論とも関係する。ヤングが集団を流動的なものと捉えているということ、また、集団の前提となる状況（前項で記述した連なり）をめぐる主張と論争があることは、彼女の社会運動の議論にも表れている。社会運動の活動家は、連なりから生じ、連なりに関して主張を行うような狭義の集団として捉えることができる。もちろん、すべての狭義の集団が活動家になるわけではない。しかし、連なりに基づいて生じた狭義の集団のいくつかは社会運動となり、政治において重要な行為者となる。ヤングは、政治における社会運動の役割の重要性を指摘した政治理論家の一人であった（安藤 2020）。ここでは、彼女が社会運動を政治プロセスのなかでどのように位置づけていたかを確認しよう。

ヤングは、2001年の論文「熟議的デモクラシーへの活動家的挑戦」(“Activist Challenges to Deliberative Democracy”) で、熟議的デモクラシーの立場と活動家の立場を対話させつつ、両者の関係を論じている。彼女によれば、社会運動の活動家は、以下のような人びとである。

社会運動の活動家は、社会正義と規範的価値、また、政治的に責任のある人間がこれらを促進するために積極的な行動をするべきであるという考えに献身する。彼はまた、彼が住まう社会経済的・政治的制度の通常の働きが、深刻な過ちを制定あるいは再生産している——いくつかの法律や政策が不正な効果を持つ、あるいは、社会的・経済的構造が不正義を引き起こしている、あるいは、非人間である動物や事物が不当に絶滅の危機にさらされている、など——と信じている。(Young 2001: 672-673)

しばしば、社会運動は、利益集団政治の一形態として批判される（Young 2001: 674）。ところが、社会運動の活動家からすれば、党派的な論拠ではなく普遍主義的な論拠に献身しているので、単純な利益擁護とは異なると

応答しうる (Young 2001: 675)。また、熟議的デモクラシーの立場からも社会運動は擁護できるかもしれない。活動家の抗議は、デモクラシーを深化させ、熟議的デモクラシーの包摂的で開かれた環境を作り出す健全な手段であると考えられうる (Young 2001: 678)。このように考えると、熟議的デモクラシーの立場と活動家の立場は近い。

しかし、両者の間には、大きな分岐も見られる。社会運動の活動家は、既存の制度内の熟議のプロセスのなかで、不正義を生じさせ再生産する構造的位をなせるような解決策が提示されうるのかについて、疑念を抱いている。この立場からすれば、熟議的デモクラシーは、基本的な社会的・経済的構造を検証するような包摂的な熟議的環境の創出を助けるべきである (Young 2001: 684)。

以上のような社会運動の活動家と熟議的デモクラシーとの対話から、ヤングは、デモクラシー論が進むべき方向性について、二つの結論を示す。第一に、デモクラシー論は、既存の構造的状況における実践から距離を保ち、公平とされる意思決定過程における排除と制約を暴くような「批判的」(critical) な理論であるべき、ということである (Young 2001: 688)。第二に、アイデアの交換やコミュニケーションの過程は、従来の熟議的デモクラシーが想定していたよりも、よりうるさく、無秩序で、脱中心化された、活気に満ちたデモクラシーのなかで行われる、ということである (Young 2001: 688)。このような新たなデモクラシーの構想は、ヤングによって「コミュニケーション的デモクラシー」として展開されている。彼女は、挨拶、レトリック、物語をコミュニケーション手段として認めることによって、熟議的デモクラシーをより包摂的にする (Young 2000: Chap. 2)<sup>32)</sup>。熟議的デモクラシーと社会運動との間の緊張関係を認めつつも、両者を肯定することが望ましいのである。

このような社会運動に関する議論のなかで、重要な点は他にもある。それは、抑圧 (ヤングの後期の用語では「構造的不正義」) が存在するのだと説得する必要がある、という議論である。構造的不正義が存在すること自体、所与に認められているわけではない。社会運動の活動家は、構造的

32) この議論の初出は、セイラ・ベンハビブ (Seyla Benhabib) 編『デモクラシーと差異』に所収の論文「コミュニケーションと他者——熟議的デモクラシーを越えて」である (Young 1996)。

不正義の存在を認めさせ、それを是正するように求めることにおいて、政治的行為者として重要な役割を果たすのである。このように、政治的に主張され論争されるものとして構造的不正義を捉える議論は、後期のヤングによってさらに発展される。次は、構造的不正義がどのように捉えられるようになったのかを確認しよう。

### 3. 複雑な構造的不正義の政治化

本稿の見るところ、ヤングの著作には、年代によって用語法の変化が見られる。ここでは、特に2011年の『正義への責任』(*Responsibility for Justice*)における議論を参照する。従来のヤングの議論では、「抑圧」という概念が重要であった。第1章第1節でも確認したとおり、ヤングは、抑圧に取り組む枠組みとして「差異の政治」を提示していた。抑圧は、集団代表制の対象となる集団の基準にもなっていた。ところが、『正義への責任』での議論では、ほとんど「抑圧」という用語は用いられなくなる。その代わりに登場してきたのは、「構造的不正義」という用語である。本稿の見るところ、構造的不正義という概念は、それまでの議論における「抑圧」の概念と対応している。このような用語法の変化は他にも指摘することができる。従来の議論では、「集団」という用語が頻繁に用いられていた。しかし、この用語も『正義への責任』ではあまり用いられず、「立場」(*position*)という用語が代わりに用いられている。

このような用語法の変化は何を意味しているのだろうか。抑圧と構造的不正義との間には関連性や類似性が見られる。これは、両者の説明のどちらにおいてもマリリン・フライ (*Marilyn Frye*) の議論が引用されていることから推察することができる (Young 2011: 55=2014: 79-80)。しかし、この用語法の変化は、ヤングの議論の内容自体の変化とも関連しているように思われる。構造的不正義がどのように捉えられているのか、確認しよう。

ヤングは、社会構造を以下のように捉える。

社会構造は、自分自身のプロジェクトを、多くの他者のプロジェクトとの調整なきままに実現しようとするたぐさんの人びとの行為の帰結が蓄積した表れである。諸行為が組み合わせられることで、他者の行為の条件に影響を与え、参加する行為者の誰も意図しない結果を生むこ

とがしばしばある。こうした意図しない結果が、時には多くの行為者の意図とは反対の方向に進んでしまうこともある。(Young 2011: 62-63=2014: 89)

ここで、社会構造は、多くの人びとの行為が複雑に蓄積したものとして捉えられている。構造的不正義は、そのなかで生じた不正義である。『正義への責任』の主題は、このような構造的不正義の責任をどのように特定し果たすべきなのかという点にある。ヤングによれば、ある特定の個人や集合的行為者の行為が、いかにして別の者に対する危害を直接引き起こしたのかを明らかにすることは、不可能である (Young 2011: 96=2014: 143-144)。異なる立場に置かれた何百万もの人びとの、意図せざる行為から生じた不正義であるため、その責任の所在を特定することが困難なのである。

ヤングは、このような不正義に対応した責任の捉え方として、「社会的つながりモデル」(social connection model)を提示する。このモデルでは、不正な結果を伴う構造上のプロセスに関与するすべての人びとが、その不正義に対する責任を分有する (Young 2011: 96=2014: 144)。また、「社会的つながりモデル」は、未来志向的であるという点で「帰責モデル」とは異なる。「帰責モデル」は、罪や過失を特定の誰かに帰すようなモデルであり、責任の追及は主として過去遡及的である。これに対して、「社会的つながりモデル」は、「不正義な結果を生む現在の構造上のプロセスをより不正でないものに変革する義務がある」(Young 2011: 96=2014: 144)、ということの意味している。

もちろん、いかなる人も同じ責任の重みを持つというわけではない。ヤングは、自らや他者の行為について判断を下す際に利用できる四つの要素を提示している (Young 2011: 144-147=214-219)。それは、権力、特権、利害関心、集団の能力である。この四つの観点から自らの立場を吟味し、個人も組織も責任をとるべきである。

しかし、ヤングは、責任の所在に関する議論を、道徳的議論から政治の領域へと移行させる。実際には、上述の四つの観点に基づいて責任をとらせることは困難である。なぜなら、権力や特権のある人びとは、道徳的には責任を果たすべきだとしても、利害関心と相反するがゆえに責任を果たさない、ということがありうるからである。ヤングによれば、人びとは正

義に対する政治的責任を分有する。それゆえに、構造上のプロセスをより不正でないものへと改革するという義務を果たす必要がある。ところが、政治においては、互いに闘争する立場にある複数の行為主体が存在するがゆえに、そのプロセス自体が論争的である、という問題が生じる。この問題に対して、ヤングは、「分断を明らかにすること」、つまり、「権力ある行為主体は現状維持に関心がある一方で、他の者たちは変革に関心がある、という事実を明らかにすること」(Young 2011: 148-149=2014: 221)を主張し、対応を試みている。

このような後期の構造的不正義に関する議論では、本稿の問題関心からすると、以下の特徴が重要である。第一に、社会構造、およびそれから生じる構造的不正義を、より重層的・複雑に捉えていることである。これは、特権的集団／被抑圧的集団という単純な見方とは大きく異なるものである。そして、この複雑さゆえに、誰がその不正義に対して責任を負うのかを特定することが困難になっている。それゆえ、政治的決定を通じて構造的プロセス自体を改革するという、政治的責任の議論が重要になってくるのである。第二の特徴は、第一の特徴にも関連するが、構造的不正義の存在は所与に認められているのではなく、その存在自体が政治的な論争性を持つということである。特定の構造的不正義に対してどのように取り組むべきかという論点に至る前に、そもそも何を構造的不正義として認めるのかという論点があるのである。

## 参考文献（本号掲載分のみ）

- 安藤丈将(2020)「社会運動研究と民主主義研究の再統合に向けて」東北社会学研究会『社会学研究』第104巻、pp. 145-173。
- イーディー、ジョー(2006)『セクシュアリティ基本用語事典』(金城克哉訳)明石書店。
- 衛藤幹子(2017)『政治学の批判的構想——ジェンダーからの接近』法政大学出版局。
- 衛藤幹子・三浦まり(2014)「なぜクォータが必要なのか——比較研究の知見から」三浦まり・衛藤幹子編『ジェンダー・クォータ——世界の女性議員はなぜ増えたのか』明石書店、pp. 15-40。
- 岡野八代(2012)『フェミニズムの政治学——ケアの倫理をグローバル社会へ』みすず書房。



- 釜野さおり (2020) 「特集に寄せて」 国立社会保障・人口問題研究所編『人口問題研究』第76巻4号、pp. 439-442。
- グイニア, ラニ (1997) 『多数派の専制——黒人のエンパワーメントと小選挙区制』(志田なや子監修・森田成也訳) 新評論。
- ケニー, マイケル (2005) 『アイデンティティの政治学』(藤原孝・山田竜作・松島雪江・青山円美・佐藤高尚訳) 日本経済評論社。
- 佐藤久夫・小澤温 (2016) 『障害者福祉の世界〔第5版〕』有斐閣。
- スティール若希 (2014) 「多様な政治的アイデンティティとクォータ制の広がり——日本の事例から」(早川美也子訳) 三浦まり・衛藤幹子編『ジェンダー・クォータ——世界の女性議員はなぜ増えたのか』明石書店、pp. 41-66。
- 多賀太 (2019) 「日本における男性学の成立と展開」『現代思想』第47巻第2号、青土社、pp. 21-33。
- 竹村和子 (2002) 『愛について——アイデンティティと欲望の政治学』岩波書店。
- 竹村和子 (2013) 『境界を攪乱する——性・生・暴力』岩波書店。
- 田村哲樹 (2008) 『熟議の理由——民主主義の政治理論』勁草書房。
- 田村哲樹 (2009) 『政治理論とフェミニズムの間——国家・社会・家族』昭和堂。
- 千葉真 (1996) 「解説」『思想』第867巻、岩波書店、pp. 97-128。
- ペイトマン, キャロル (2014) 『秩序を乱す女たち?——政治理論とフェミニズム』(山田竜作訳) 法政大学出版局。
- 星加良司 (2003) 「『障害の社会モデル』再考——ディスアビリティの解消という戦略の規範性について」ソシオロギス編集委員会編『ソシオロギス』第27巻、pp. 54-70。
- 堀江有里 (2015) 『レズビアン・アイデンティティーズ』洛北出版。
- 三橋順子 (2019) 「トランスジェンダーと法」綾部六郎・池田弘乃編著『クィアと法——性規範の解放／開放のために』日本評論社、pp. 133-151。
- 三浦まり・衛藤幹子 (2014) 「はじめに」三浦まり・衛藤幹子編『ジェンダー・クォータ——世界の女性議員はなぜ増えたのか』明石書店、pp. 7-14。
- 山岸大樹 (2021) 「アイリス・マリオン・ヤングによるコミュニケーション的民主主義の構想の再検討——意識高揚と自助グループにおける対話実践の視座を通じて」『同志社グローバル・スタディーズ』第12巻、pp. 169-190。
- 山崎望・山本圭編 (2015) 『ポスト代表制の政治学——デモクラシーの危機に抗して』ナカニシヤ出版。

- 山田竜作 (2007) 「包摂／排除をめぐる現代デモクラシー理論——「闘技」モデルと「熟議」モデルのあいだ」『年報政治学』第 58 卷第 1 号、pp. 143-162。
- 山田竜作 (2015) 「ラディカル・デモクラシーと「民主的なるもの」——フェミニズム政治理論の視座から」『政経研究』第 52 卷第 2 号、pp. 717-746。
- 山本圭 (2016) 『不審者のデモクラシー——ラクラウの政治思想』岩波書店。
- Beiner, Ronald (2006) “Multiculturalism and Citizenship,” in Mitja Sardoč (eds.) (2006) *Citizenship, Inclusion and Democracy; A Symposium on Iris Marion Young*, pp. 23-35.
- Butler, Judith (1990) *Gender Trouble: Feminism and the Subversion of Identity*, Routledge. (ジュディス・バトラー (1999) 『ジェンダー・トラブル——フェミニズムとアイデンティティの攪乱』(竹村和子訳) 青土社。)
- Chen, Jason (2017) “The Core of Oppression: Why Is It Wrong?,” *Social Theory and Practice*, 43 (2), pp. 421-441.
- Connell, R. W. (1987) *Gender & Power: Society, the Person and Sexual Politics*, Stanford University Press. (ロバート・W・コンネル (1993) 『ジェンダーと権力——セクシュアリティの社会学』(森重雄／菊池栄治／加藤隆雄／越智康詞訳) 三交社。)
- Cooper, Brittney (2016) “Intersectionality,” in Lisa Disch and Mary Hawkesworth (eds.) *The Oxford Handbook of Feminist Theory*, Oxford University Press.
- Crenshaw, Kimberle (1989) “Demarginalizing the Intersection of Race and Sex: A Black Feminist Critique of Antidiscrimination Doctrine, Feminist Theory and Antiracist Politics,” *University of Chicago Legal Forum*, 1989 (1), pp. 139-167.
- Cudd, Ann E. (2006) *Analyzing Oppression*, Oxford University Press.
- Dovi, Suzanne (2009) “In Praise of Exclusion,” *The Journal of Politics*, 71 (3), pp. 1172-1186.
- Fraser, Nancy (1997) *Justice Interruptus: Critical Reflections on the “Postsocialist” Condition*, Routledge. (フレイザー, ナンシー (2003) 『中断された正義——「ポスト社会主義的」条件をめぐる批判的省察』(仲正昌樹監訳、キブソン松井佳子・赤枝香奈子・菊池夏野・水野英莉・村田泰子・高原幸子・内藤葉子・近藤真里子訳) 御茶ノ水書房。)
- Frye, Marilyn (1983) *The Politics of Reality: essays in feminist theory*, The Crossing Press.
- Kymlicka, Will (1995) *Multicultural Citizenship*, Oxford University Press.
- Kymlicka, Will and Wayne Norman (1994) “Return of the Citizen: A Survey of Recent Work on Citizenship Theory,” *Ethics*, 104 (2), pp. 352-381.
- Laclau, Ernesto (2005) *On Populist Reason*, Verso. (エルネスト・ラクラウ (2018) 『ポピュ

- リズムの理性』(澤里岳史・河村一郎訳) 明石書店。)
- Laclau, Ernesto and Chantal Mouffe (2001) *Hegemony and Socialist Strategy: Towards a Radical Democratic politics*, Second Edition, Verso. (エルネスト・ラクラウ／シャンタル・ムフ (2012) 『民主主義の革命——ヘゲモニーとポスト・マルクス主義』(西永亮・千葉眞訳) 筑摩書房。)
- Mansbridge, Jane (1999) “Should Blacks Represent Blacks and Women Represent Women? A Contingent ‘Yes,’” *Journal of Politics*, 61 (3), pp. 628–657.
- Mansbridge, Jane (2005) “Quota Problems: Combating the Dangers of Essentialism,” *Politics & Gender*, 1 (4), pp. 622–638.
- Macedo, Stephen (1995) “Liberal Civic Education and Religious Fundamentalism: The Case of God v. John Rawls?,” *Ethics*, 105, pp. 468–96.
- Mouffe, Chantal (1993) *The Return of the Political*, Verso. (シャンタル・ムフ (1998) 『政治的なるものの再興』(千葉眞・土井美徳・田中智彦・山田竜作訳) 日本経済評論社。)
- Nuti, Alasia (2019) *Injustice and the Reproduction of History: Structural Inequalities, Gender and Redress*, Cambridge University Press.
- Tebble, Adam James (2002) “What Is the Politics of Difference?,” *Political Theory*, 3 (2), pp. 259–281.
- Phillips, Anne (1998) *The Politics of Presence*, Revised Edition, Oxford University Press.
- Phillips, Anne (2010) “What’s Wrong with Essentialism?,” *Distinktion: Scandinavian Journal of Social Theory*, 11 (1), pp. 47–60.
- Young, Iris Marion (1990) *Justice and the Politics of Difference*, Princeton University Press. (アイリス・マリオン・ヤング (2020) 『正義と差異の政治』(飯田文雄・菊田真司・田村哲樹監訳、河村真実・山田祥子訳) 法政大学出版局。)
- Young, Iris Marion (1995) “Polity and Group Difference: A Critique of the Ideal of Universal Citizenship,” in Ronald Beiner (eds.) *Theorizing Citizenship*, State University of New York Press, pp. 175–207. (アイリス・M・ヤング (1996) 「政治体と集団の差異——普遍的シティズンシップの理念に対する批判」(施光恒訳) 『思想』第867号、pp. 97–128。)
- Young, Iris Marion (1996) “Communication and the Other: Beyond Deliberative Democracy,” in Seyla Benhabib (eds.) *Democracy and Difference: Contesting the Boundaries of the Political*, Princeton University Press, pp. 120–135.
- Young, Iris Marion (1997) “Gender as Seriality: Thinking about Women as a Social Collective,” *Intersecting Voices: Dilemmas of Gender, Political Philosophy, and Policy*,

論 説

Princeton University Press, pp. 12-37.

Young, Iris Marion (2000) *Inclusion and Democracy*, Oxford University Press.

Young, Iris Marion (2001) "Activist Challenges to Deliberative Democracy," *Political Theory*, 29 (5), pp. 670-690.

Young, Iris Marion (2005) *On Female Body Experience: "Throwing Like a Girl" and Other Essays*, Oxford University Press.

Young (2011) *Responsibility for Justice*, Oxford University Press. (アイリス・マリオン・ヤング (2014) 『正義への責任』(岡野八代・池田直子訳) 岩波書店。)